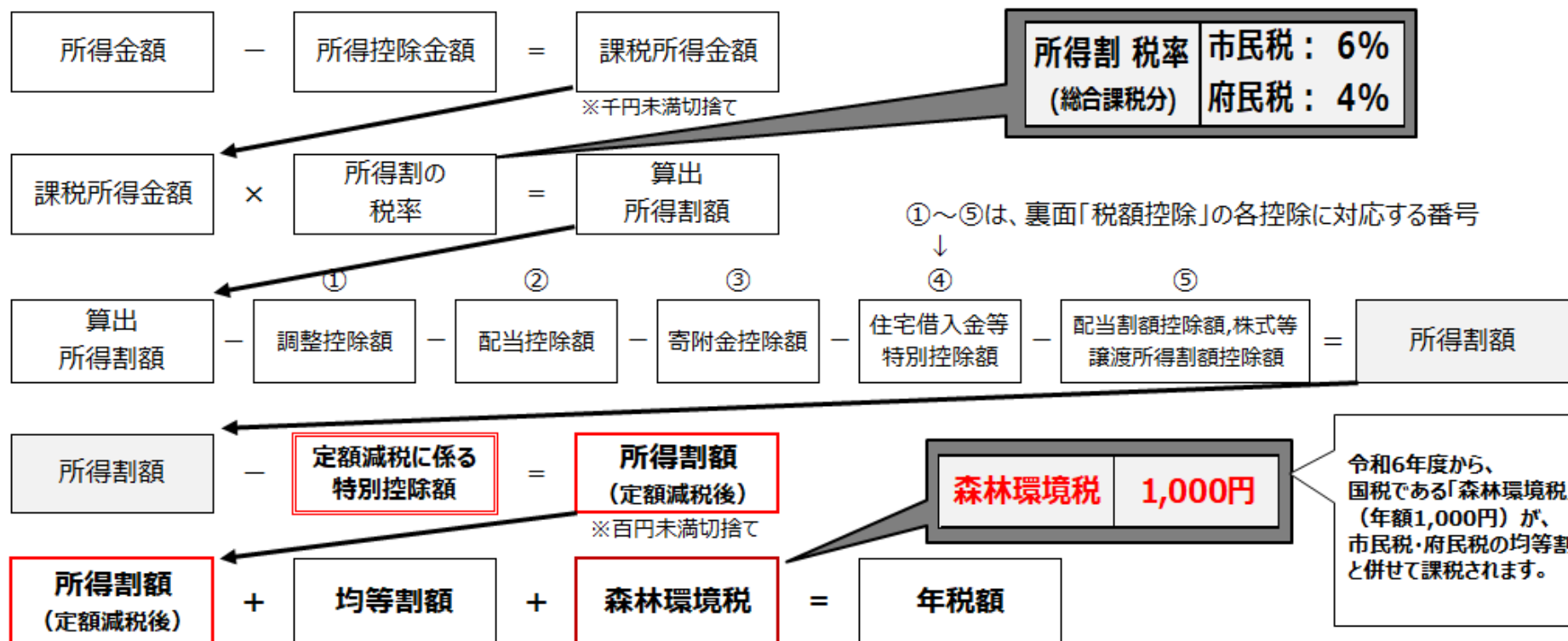


市民税・府民税・森林環境税 の算出方法

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



均等割額
市民税：3,000円
府民税：1,300円

- ・東日本大震災復興基本法に基づく均等割額の引上げ（市民税500円、府民税500円）措置が、令和5年度で終了しました（平成26～令和5年度の均等割額は、市民税が3,500円、府民税が1,800円でした）。
- ・大阪府では、森林及び都市の緑の環境整備として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策等に必要の財源を確保するため、平成28～令和9年度の間、府民税均等割額に300円加算しています（府民税超過課税）